

4月2日(日)は「世界自閉症啓発デー」 4月2日(日)から8日(土)は「発達障害啓発週間」です

「発達障害」とは生まれつきの特性で、病気とは異なります

「発達障害」は、生まれつき脳の発達が通常と違うために、幼児のうちから症状が現れ、通常の育児ではうまくいかないことがあります。成長するにつれ、自分自身のもつ不得手な部分に気づき、生きにくさを感じることもあるかもしれません。

「発達障害」はその特性を本人や家族・周囲の人がよく理解し、その人にあったやり方で日常的な暮らしや学校、

職場での過ごし方を工夫することができれば、持っている本来の力がしっかり生かされるようになります。

「発達障害」はいくつかのタイプに分類されます。同じ人に、いくつかのタイプの「発達障害」があることも珍しくなく、そのため、同じ障がいがある人同士でもまったく似ていないように見えることがあります。

この機会に「発達障害」について理解を深めましょう。

■自閉症スペクトラム障害

自閉症、アスペルガー症候群、そのほかの広汎性発達障害が含まれます。

典型的には1歳台で、人の目を見ることが少ない、指さしをしない、ほかの子どもに関心がない、などの様子がみられます。保育所や幼稚園に入ると、一人遊びが多く集団行動が苦手など、人との関わり方が独特なことで気づかれることがあります。言葉をはじめた時期は遅くなくても、自分の話したいことしか口にせず、会話がつながりにくいことがしばしばあります。また、電車やアニメのキャラクターなど、自分の好きなことや興味のあることには、毎日何時間でも熱中することがあります。初めてのことや決まっていたことの変更は苦手で、なじむのにかなり時間が掛かることがあります。

思春期や青年期になると、自分と他の人との違いに気づいたり、対人関係がうまくいかないことに悩んだりし、不安症状やうつ症状を合併する場合があります。

子どものころに診断を受け、周囲からの理解を受けて成長した人たちの中には、成長とともに症状が目立たなくなる人や、得意な能力をうまく活用して社会で活躍する人もいます。

■注意欠如・多動性障害(ADHD)

7歳までに、多動・衝動性、あるいは不注意、またはその両方の症状が現れ、そのタイプ別の症状の程度によって、多動・衝動性優勢型、不注意優勢型、混合型に分類されます。

小学生を例にとると、多動・衝動性の症状には、座っていても手足をもじもじする、席を離れる、おとなしく遊ぶことが難しい、じっとしていられずいつも活動する、しゃべりすぎる、順番を待つのが難しい、他人の会話やゲームに割り込む、などがあります。不注意の症状には、学校の勉強でうっかりミスが多い、課題や遊びなどの活動に集中し続けることができない、話しかけられていても聞いていないように見える、やるべきことを最後までやりとげない、課題や作業の段取りが下手、整理整頓が苦手、宿題のように集中力が必要なことを避ける、忘れ物や紛失が多い、気が散りやすい、などがあります。

■学習障害(LD)

全般的な知的発達には問題がないのに、読む、書く、計算するなど特定の事柄のみが難しい状態を指し、それぞれ学業成績や日常生活に困難が生じます。こうした能力を要求される小学校2年生から4年生ごろに成績不振などから明らかになります。

学習障害の子どもに対しては、教育的な支援が重要です。読むことが困難な場合は大きな文字で書かれた文章を指でなぞりながら読んだり、書くことが困難な場合は大きなマス目のノートを使ったり、計算が困難な場合は絵を使って視覚化するなどのそれぞれに応じた工夫が必要です。親と学校とが、子どもにある困難さを正しく理解し、決して子どもの怠慢さのせいにならないで、適切な支援の方法について情報を共有することが大事です。

問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

税 務 課

固定資産税に関する帳簿の縦覧を行っています

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行っています。ご自身が所有している固定資産の内容などを確認することができます。

期 間 ● 4月3日(月)～5月31日(水) ※土日祝を除く
時 間 ● 午前8時30分～午後5時15分
場 所 ● 美郷町役場税務課窓口 手 数 料 ● 無料

そ の 他 ● 本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証など)をご持参ください。

※固定資産税の納税義務者以外の方が縦覧する場合には、委任状が必要です。

※土地・家屋価格等縦覧帳簿には所有者名や住所は記載されていません。

問 町税務課 固定資産税班 ☎0187(84)4902

不要になる公用車を売却します

売却物件 ● ①4tダンプ車 1台
 ②ダイハツ ムーヴ 1台
 公開日時 ● 4月20日(休)
 午前9時～午前11時30分
 公開場所 ● 美郷町役場
 入札日時 ● 4月27日(休) 午前10時
 ※入札に参加する場合は事前に登録が必要です。
 入札場所 ● 役場2階 第1会議室
 参加資格 ● 美郷町民または美郷町に主たる事業所を有する法人で、町税および公共料金が未納でない方

	①	②
車名	いすゞ フォワード	ダイハツ ムーヴ
車種・形状	4tダンプ	軽自動車・箱型
型式	SCR320D	E-L610S
初年度登録	昭和54年4月	平成10年
車検満了日	平成29年5月30日	平成29年5月15日
走行距離	76,416km(3月22日現在)	169,662km(3月22日現在)

注意事項 ● 名義変更にかかる費用は、購入者負担です。

問 町総務課 管財班 ☎0187(84)1111

緑の募金へのご協力をお願いします

4月10日(月)から5月31日(水)までの春季緑化運動期間に合わせて、緑の募金の「家庭募金」と「学校募金」を行います。活動の趣旨にご賛同いただける方は、ご協力をお願いします。

■募金の活用方法

皆さまから寄せられた募金は、全国的・国際的な活動への支援や各都道府県における森林整備等の活動支援に活用されます。

緑の募金とは

緑の募金は、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、公益社団法人国土緑化推進機構が実施主体となって行う募金活動です。各都道府県単位に設置された緑化推進委員会が年度計画を定めて実施しており、美郷町は秋田県緑化推進委員会の正会員として「家庭募金」と「学校募金」への協力をお願いしています。

問 町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

狩猟免許を新規に取得する方に対し補助金を交付します

町では、有害鳥獣の捕獲に従事する狩猟者を確保し、近年増加している有害鳥獣による被害防止を図るため、新たに狩猟免許を取得する方に対し、その取得に伴う必要経費について補助金を交付します。

対象 ● 町内に住所を有し、町内猟友会への入会および町鳥獣被害対策実施隊員として積極的に有害鳥獣の捕獲等に従事することに同意できる方

補助金額 ● 【第1種猟銃免許】

免許取得に掛かる経費および猟銃所持許可取得に掛かる経費のうち上限額10万円

【わな猟免許】 免許取得に掛かる経費相当額

申請方法 ● 取得した狩猟免許証の写しや取得に要した経費の領収書等を添えて、下記まで申請してください。詳細は下記までお問い合わせください。

申・問 町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

水道料金の名称が変わります

平成29年4月から水道料金の名称が次のとおり変わります。
 旧：「簡易水道使用料」 新：「水道使用料」

※□座振替で料金を納付して頂いている方は、変更後も前契約が引継がれますので、改めて□座振替の手続きをする必要はありません。

問 町建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910